

# 川崎市児童生徒指導研究協議会要項

## 第1条 設 置

本市の児童生徒指導の推進・充実を図り、あわせて、当面する児童生徒指導上の諸問題について研究協議するため「川崎市児童生徒指導研究協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

## 第2条 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を研究協議する。

- (1) 児童生徒指導の基本に関すること。
- (2) 当面する児童生徒指導上の問題に関すること。
- (3) その他児童生徒指導の推進・充実に関すること。

## 第3条 組 織

協議会は、川崎市教育委員会教育長が委嘱した、次に掲げる各号の機関・組織等を代表する各1名の委員をもって構成する。

- (1) 横浜家庭裁判所川崎支部
- (2) 川崎市内警察署
- (3) 川崎市保護司協議会
- (4) 川崎市民生委員児童委員協議会
- (5) 川崎市青少年指導員連絡協議会
- (6) 川崎市PTA連絡協議会
- (7) 川崎市総合教育センター
- (8) 川崎市中心児童相談所
- (9) 市民局青少年育成課
- (10) 川崎市精神保健福祉センター
- (11) 川崎市立小学校長会
- (12) 川崎市立中学校長会
- (13) 川崎市立高等学校長会
- (14) 川崎市立小学校教員
- (15) 川崎市立中学校教員
- (16) 教職員組合
- (17) 教育委員会

## 第4条 委員の任期

- (1) 委員の任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。
- (2) 委員が欠けた場合は、当該機関・組織等より委員を補充する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5条 運 営

協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- (1) 会長は会を代表し、会務統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

## 第6条 会 議

定例会は、原則として年2回とし、会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合、別に臨時会を招集することができる。
- (2) 会議の進行は、教育委員会代表委員があたる。

## 第7条 事務局

この会の事務局を川崎市教育委員会学校教育部に置く。

付則 この要項は平成2年3月26日から施行する。

平成15年7月30日 一部改正  
平成17年3月28日 一部改正  
平成22年10月14日 一部改正